

**「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第50回）」  
議事要旨**

**○日時**

令和5年3月2日（木）17時00分～18時51分

**○場所**

オンライン会議

**○出席委員**

山内弘隆委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、五十嵐チカ委員、岩船由美子委員、江崎浩委員、大石美奈子委員、小野透委員、桑原聡子委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

**○オブザーバー**

電力・ガス取引監視等委員会 鍋島ネットワーク事業監視課長、電力広域的運用推進機関 大山理事長、東京電力パワーグリッド株式会社 岡本取締役副社長、日本地熱協会 後藤理事、電気事業連合会 早田専務理事、株式会社エネット 谷口代表取締役社長、全国小水力利用推進協議会 中島事務局長、（一社）日本風力発電協会 祓川副代表理事、送配電網協議会 平岩理事・事務局長、（一社）太陽光発電協会 増川企画部長、（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事

**○関係省庁**

環境省、農林水産省、国土交通省

**○事務局**

小川電力基盤整備課長、能村新エネルギー課長

**○議題**

- （1）再エネ業務管理システムの不正閲覧について
- （2）再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用

**○議事要旨**

- （1）再エネ業務管理システムの不正閲覧について

### **委員からの主な意見は下記の通り**

- ・消費者、需要家の側から見ると、本来であれば、見たり伝えてはいけないものが漏えいしているということで、かなり不信感につながっているということがあるのは事実。前向きに捉えるということも重要だが、本来はやってはいけないことをぜひしっかり反省して、その上での改善策を考えてほしい。
- ・小売電気事業者、一般送配電事業者が、目的外利用の禁止というルールに逸脱した行為を行ったということについては非常に遺憾。大いに反省すべき。
- ・原因究明、再発防止策を検討されていると思うが、その結果、むしろ業務上の必要性、あるいは効率性、正当な目的のために、こうした情報共有が必要な場面があるということが判明したら、利用目的を再整理・明確化をし、情報のアクセスの方法や管理のあり方についてよりよい方向になるように整理をしてほしい。
- ・公正な競争への悪影響や個人情報の保護等といった観点を踏まえつつ、適切な情報の利用のあり方を議論していくということは、このシステム全体でも理にかなう。
- ・送配電網協議会、電気事業連合会からもコンプライアンスの徹底という話があったが、しっかりと進めていただきたい。

### **オブザーバーからの主なご発言は以下の通り**

- ・新電力はFIT買取を行うにあたって発電事業者一件ずつに対して確認をしていた。システムでの確認ができるのであればそのようなことはせずともよかった。

#### **(2) 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用**

### **委員からの主なコメントは下記の通り**

- ・中部電力だけこの問題があるが、中部特定の問題、需給調整システムに問題がある。中部は揚水が少なく、火力で組み合わせるしかなく、高い価格となる。揚水が少ないこと、火力と揚水の事業者が別れていることといった、構造的な問題を取り組んでいかなければならない。その点について東北電力は巧くやっており、その状況も調べもらいたい。
- ・需給調整市場の約定システムについては、自エリア優先で約定することから、中部は火力原子メインとなり、このシステムに持続可能性がないと考えられる。早めに同時市場への移行が必要である。
- ・資料前半の部分の妥当との部分は全く妥当とは思えない。民間事業者が経済性を追求したのは当然である。賦課金があらゆるものに枠があるという整理はどうかと思う。ルールに瑕疵があったのであれば、国民負担とするべきである。
- ・今回の発電事業者の行動に、ガイドライン違反があったのか。11月に専門会合で整理されており、それ以前を返還するというのは遡及適用ではないか。その整理に理があるのか、理解出来ない。返還しなくてはならないとしたとしても、民民での協議と

するやり方は国として無責任に思える。

- ・賦課金が増えることは望ましくないが、国民負担が増えるからといって負担しないと言った理屈は通用しない。発電事業者が旧一電系であったことから、国に取って裁判にもなりうるかもしれないが、この点において理があるとは思えない。

- ・P6のG1を起動するため、G2～G4が全てを持ち下げる必要があったのか。複数持ち下げることが正当だったのか。その点を精査されず、G1～G4の持ち下げ費用が正当化されしきょうに疑問をもった。応札量の増加に不可欠であったことを判定の上、適切に対処してもらいたい。

- ・事務局の提案に支持する。かかった費用は必ず賦課金で負担するということが明確になっていて、それを遡及して変えるという認識ではなく、適切なコストに関して負担するというルールであって、その適切なコストはGLを参照しながら考えているという整理である。事務局の説明でもあったが、GLに沿って何が適切かを判断しているものである。インセンティブ設計も同じで、元々の建付で、適切なコストに対して払うルールとなっている。

- ・適切であれば返還し、適切ではないものについては、国の方から返還しろとは言っていない。賦課金からは払えないとっており、国が無責任とは思わない。返還すると言った場合はまさに遡及適用となってしまうため、この整理となっていると理解。

- ・インセンティブのところ、1年前～2年前にかけて大きく改善した後、揺り戻しがあつた事業者は、1年目にインセンティブを受け、2年目、3年目に改善率が少ないといった例は原理的にあり得る。ある事業者が先進的な試みをし、大きく減少させた取組を横展開させたことで、周りが追随したら、相対的にパフォーマンスが落ち、ペナルティとなるような例外的なケースも考えられるため、ペナルティとなる事業者のなかでそういった例は、免除となるような考えもあるのではないか。その考えを広げすぎるとインセンティブを損なうおそれもあるが、そういった事例も考慮すべきである。

- ・適正なコストがなにかとは色々あり得るが、GLのもとで適正なルール化で、市場で決定された費用は対応すべき適切なコストであると認識している。その適切なコストのため、市場が設計されたのであり、それが適切でないとするとコストは恣意的なものとなり市場は不要であつたということになる。次年度以降は、ルールの穴は塞がれていくことと思われるが、ルールを変更していくことで、費用は適正化され、市場が成熟していくことと思われることから、市場でかかった費用は適切であると考え

- ・FITは大きな負担。再エネ賦課金は安定供給に真に必要な費用に払われるべき。

- ・インセンティブが有効なものとなるよう検証を行い、事業者の取組が続くように検討をしてほしい。

- ・今回、事務局にまとめていただいた内容に基本的に賛成。違反ではないものを賦課

金の負担が減らせるように見直させることを希望する

- ・事務局の整理された考え方について賛同する。ルールの特明確化あるいは不備のところは今後明確化していくことだと考える。これまで議論をしてきたことは、再エネの拡大をしていくうえで、市場の予見性を高めるうえで、遡及の適応をすることは慎重に確認してきたのみ。遡及されたことだけをもって問題と思っていない。
- ・再エネ特措法から賦課金を払うことは、再エネの拡大に資するような社会的な便益のものに支払ってきたもの。P10経済差し替えの便益については、どこに帰属するかというところに着目すべき、広く社会的便益が生じているものでない限り国民の理解・納得は得られない。逆に便益を広く与えているのに含まれていない実際にかかったコストがあるのであれば、その額を検討して頂くことには吝かではない。
- ・2021年の扱いを明確化についてどうなっているのか。
- ・今回、中部エリアについて検討されて、額が大きいのので検討することは良い。中部だけの記載となっていることについて気になっている。その他の地域について金額の大小に限らず同じことをやるべきではないか
- ・両方で誠実に協議することを書かれているが、GL違反ではないとした場合、この協議が非常に難しいのではないかと。GL違反でないのに、どう協議するのか、決めにくいことあることから事務局の意見を聞きたい。

#### オブザーバーからの主なご発言は以下の通り

- ・事務局の意見に賛成。TSOの一送の努力に期待。引き続き改善を求める。
- ・現行制度では、1日前に予測していることもあり、誤差が大きく出ざると得ないと考えている。抜本的な解決には限界があると認識。欧米では5分前市場となっており、その場合の誤差は1%未満と言われている。そのため、5分前市場の創設も進めていただきたい。
- ・FIT⇒FIPへの移行への重要性、前日市場をズラスなどの対策を今後も検討頂きたい。
- ・基本的な考え方について、本来は再エネ事業者がやるべきものをTSOが代行しているもの。差額への対応について、相当額の返還が妥当と記載しているものの、その他は協議が妥当、考えられると記載されている。GL改正で認められないものは返還されるべきものであり、協議が難航した場合、監視委の紛争解決の手立て等を考えている。
- ・金額水準案にある交付金の基準について、調達不足の改善に向けており、23年度は不足が予想される。調達を確実に改修する観点から、この点についても検討を希望する
- ・P14の今般の8月の高騰をうけ、即座に調査を行った上で、即効性のあるものに改定を起こった。電取委のリソースを配分して、対応している。改善前のものについて不備があった、改善前は悪いことをしていた、という認識を持たれると持続的な制度と

して上手くいかない。

・経済差替えについても、工夫する余地もあるなか、改善の余地を回して行く必要があると認識。初めから完璧な市場は存在しないのが普通であり、課題はあるものとしたうえで、改善のプロセスを回していくという取り組みを行いたい。

・FITで認められなく民間の世界になった場合は、GLが基となり、GL違反でなければ、TSOが負担となるため、そういったことの無いようにお願いしたい。

・この調整力に関する問題については、three part offerを行う同時市場への移行が不可欠ではないか。発電事業者側からも煩雑さや監視の面から優位となっている。持続可能性を考えると、全国同時市場とするしかなく、早期検討を願う。

(事務局)

・資料に明記してはいるが、ガイドライン違反はないというのが大前提。p 11のGL改訂について、エネ庁側で昨年12月に議論がされた。改訂前の行為については、違反はない。

・賦課金とGLは直接結びついていないため、遡及適用ではないと考えられる。

(委員長)

・再エネ業務管理システムの不正閲覧事案については、各社からの報告を受けた検証を厳しくやっていただきたい。また、経済産業省の再エネ業務管理システムの運用のあり方もしっかりと対応いただきたい。

・再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用については、非常に多方面からご指摘をいただいた。これからも関係機関において厳しい目で監視する、あるいは、制度を作っていくことが必要。2022年度の分については、ルール違反以外は補填すべきという意見があった一方で、国民負担の観点というものも含めて、適切な費用に限定すべきというご意見もあった。一致していたのは適切な費用を交付対象とするという考え方で、これが重要。三次調整力②交付金は国民の理解の上で成り立っているのが大前提であり、事務局の提案はこうした前提に沿った一つの考え方であって、この方向で進んでいただくのがよいと思う。インセンティブ設計については今後考えなければならぬ点を指摘されていると思うので、事務局のほうでうけとってもらえればと思う。こうしたことを前提に今回提案いただいた方法でまとめさせていただきたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365